

○岡山県暴走族の追放の促進に関する条例

(平成 14 年 6 月 28 日条例第 63 号)

改正 令和 4 年 3 月 22 日条例第 9 号

岡山県暴走族の追放の促進に関する条例をここに公布する。

岡山県暴走族の追放の促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、暴走族による暴走行為等が県民生活及び少年の健全な育成に多大な影響を及ぼすことにかんがみ、暴走族の追放の促進に関する県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって暴走族を追放するために必要な事項を定め、もって県民生活の安全と平穏を確保するとともに、少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「暴走行為等」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 68 条の規定に違反する行為又は道路(法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。以下同じ。)において 2 台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる場合において、法第 7 条、第 17 条、第 22 条第 1 項、第 55 条、第 57 条第 1 項若しくは第 62 条の規定に違反する行為

(2) 法第 71 条第 5 号の 3 の規定に違反する行為又は法第 71 条の 2 の規定に違反する行為で著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるもの

(3) 駐車場、公園その他の公衆が出入りすることができる場所(道路を除く。以下「公共の場所」という。)において、正当な理由がないのに、著しく他人に危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるような方法で、自動車等を急に発進させ、若しくは急に転回させて走行し、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させる行為

2 この条例において「暴走族」とは、暴走行為等を行うことを目的とする集団をいう。

3 この条例において「自動車等」とは、法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。

4 この条例において「少年」とは、少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する者(婚姻した者を除く。)をいう。

5 この条例において「保護者」とは、少年法第 2 条第 2 項に規定する者をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、暴走族の追放の促進に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定しようとするときは、暴走族の追放に取り組む団体、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、この条例の目的を尊重し、暴走行為等を助長するおそれのある行為を行わないよう自ら努めるとともに、県が実施する暴走族の追放の促進に関する施策に協力しなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、暴走族及び暴走行為等が少年の健全な育成を著しく阻害するものであることを踏まえ、その監護に係る少年に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該少年が暴走族に加入しないよう指導及び監督をするとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、速やかに脱退させること。
- (2) 当該少年に暴走行為等を行わせないこと。
- (3) 当該少年に暴走行為等を行う目的での自動車等の購入、改造又は使用をさせないこと。

(学校等の関係者の責務)

第6条 学校、職場その他少年の育成に携わる団体の関係者は、相互に連携して、その職務又は活動を通じ、少年の暴走族への加入の防止、暴走族に加入している少年の当該暴走族からの脱退及び少年の暴走行為等の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 自動車等若しくは自動車等の部品の販売を業とする者又は自動車等の修理を業とする者は、県が実施する暴走族の追放の促進に関する施策に協力するとともに、その事業活動において、暴走行為等を助長するおそれのある自動車等の部品の販売及び自動車等の改造をすることにより暴走行為等を助長することのないよう努めなければならない。

2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、県が実施する暴走族の追放の促進に関する施策に協力するとともに、その事業活動において、次の各号のいずれかに該当することが明らかな自動車等の運転者に対して燃料を販売することにより暴走行為等を助長することのないよう努めなければならない。

- (1) 法第62条又は第71条の2の規定に違反すること。
- (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定による自動車登録番号標又は車両番号標の表示義務に違反すること。
- (3) 市町村の条例で定めるところにより取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を見やすいように表示していないこと。

- 3 衣服、鉢巻き、旗等(以下この項及び第13条第3号において「衣服等」という。)にししゅう又は印刷(以下この項及び第13条第3号において「ししゅう等」という。)をすることを業とする者は、県が実施する暴走族の追放の促進に関する施策に協力するとともに、その事業活動において、衣服等に暴走族又は暴走行為等に関する表示のししゅう等を行うことにより暴走行為等を助長することのないよう努めなければならない。

(公共の場所等の管理者の責務)

第8条 公共の場所その他の暴走族が常習的に集合する場所の管理者は、その管理する場所に暴走族を集合させないために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 道路を設置し、又は管理する者は、暴走族が第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為を行い、又は行うおそれのある道路について、当該行為を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第9条 県は、暴走族の追放の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次に掲げる事項を内容とする暴走族の追放の促進に関する基本方針(次項において「基本方針」という。)を策定するものとする。

- (1) 暴走族の追放の促進に係る啓発活動及び県民、保護者、事業者等の意識の高揚に関する事項
 - (2) 県民、保護者、事業者等又はこれらの者の組織する民間の団体(次号及び第12条において「民間団体等」という。)の暴走族の追放の促進に係る活動に対する支援に関する事項
 - (3) 民間団体等への暴走族の追放の促進に係る情報の提供に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、暴走族の追放の促進に関し必要な事項
- 2 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(関係機関への要請)

第10条 県は、暴走族の追放の促進に関する施策の実施について、必要に応じ、市町村その他関係機関に対し協力を要請することができる。

(保護者への要請等)

第11条 少年の育成に携わる県の関係機関の長は、暴走族に加入し、常習的に暴走行為等を行い、又は暴走行為等に使用される自動車等に同乗している少年の保護者に対し、第5条各号に掲げる措置を講ずることを要請し、又は保護者が当該措置を講ずるために必要な指導及び助言を行うことができる。

(情報の提供等)

第12条 県は、民間団体等が行う暴走族の追放の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(暴走行為等に関連する行為の禁止)

第 13 条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴走行為等を行うことを目的として、自動車等を準備して道路又は公共の場所に集合すること。
- (2) 暴走行為等を行うこと又は暴走行為等を助長することを目的として、タオル、手ぬぐいその他これらに類する物を使用して、顔面の全部又は一部を覆い隠して自動車等に乗車すること。
- (3) 暴走行為等を行うこと又は暴走行為等を助長することを目的として、暴走族の名称等を示すような文字、図形又は模様やししゅう等をした衣服等を当該ししゅう等が公衆の目に触れるような状態で着用して自動車等に乗車すること。

(公共の場所における禁止行為)

第 14 条 何人も、公共の場所において、正当な理由がないのに、著しく他人に危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるような方法で、自動車等を急に発進させ、若しくは急に転回させて走行し、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させる行為をしてはならない。

(罰則)

第 15 条 前条の規定に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成 14 年 9 月 28 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 22 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 略